

新一万円札発行を記念した観光・物産関連商品の企画・促進等業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

新一万円札発行を記念した観光・物産関連商品の企画・促進等業務委託

2 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

3 目的

令和6年7月3日に、埼玉県出身の偉人「渋沢栄一」が肖像となる新一万円札が発行される。全国的に注目度が増している今、「一万」をキーワードとした観光・物産関連商品の企画を促進させ、県内の観光関連事業者が一体となって盛り上げることによって、県内外からの消費を呼び込むことを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 「一万」をキーワードとした観光・物産関連商品企画の促進

ア 県内の事業者（旅行会社、鉄道事業者、宿泊事業者、土産物店など）に対して「一万」をキーワードにした観光・物産関連商品の企画（以下、「一万」企画とする。）を呼びかける。

イ 受託者が持つネットワークを通じた呼びかけや、個別のセールスなどにより「一万」企画参加事業者（以下、「参加事業者」とする。）が増えるよう働きかける。

ウ 「一万」企画商品造成やキャンペーンサイトへの掲載案内等に関する問い合わせに対応できる体制を整えること。

エ 「一万」企画商品の販売実績を定期的に県に報告するなどして効果検証を行うこと。

オ その他、企画を盛り上げ、消費、周遊を促す仕掛けがあれば独自に提案すること。

(2) キャンペーンサイト掲載用の素材の収集・制作

ア 造成された「一万」企画商品について、参加事業者からサイト掲載用の写真を収集し、県に納品すること。

イ 写真に合わせて、「一万」企画商品の紹介文を作成し参加事業者に内容の確認をした上で納品すること。

ウ ア、イに示した写真及び文章の納品は月1回程度とする。

エ 当企画をキービジュアルやロゴを制作し7月初旬までに納品すること。キャンペーンサイト内で使用するほか、県の他の広報媒体で使用することを想定している。

(3) 情報発信

- ア 発信力のあるインフルエンサーを選定し、そのインフルエンサーの管理するSNS上で写真や動画を効果的に使い、「一万」企画や造成された商品のPRを行う。
- イ 情報発信回数は2回以上とし、時期を8月と11月とする。
- ウ 動画を撮影する場合には、撮影場所や取材対象者への許諾は、原則として受託者がその手続きの交渉を行うものとする。
- エ 動画の編集を行う場合には、BGM、音声録音、テロップ挿入等を行い、多くの方に見てもらえるよう工夫すること。
- オ その他、予算の範囲内において当企画を効果的に情報発信し盛り上げる手法があれば独自に提案すること。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出すること。報告書には以下の内容を必ず含めるものとし、当業務委託において得られたデータを基に当業務委託を終えての考察を行うこと。

- ア 造成された「一万」企画商品の内容がわかるもの
- イ 「一万」企画商品の販売実績
- ウ 情報発信内容
- エ 定量的な効果等がわかるデータ（キャンペーンサイト閲覧数等）
- オ その他業務実施にあたって制作した成果物

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

(5) その他

- ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- ウ 事業実施スケジュールを制作し、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者、その他関係者等に打ち合わせを実施すること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に関する著作権等は、原則としてすべて県に帰属する。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955